

(8) 次の文の □ にあてはまる語句を、右の資料を参考にして書きなさい。

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで商品を購入した場合、一定期間内に右の資料のような書面を売り手に送付するなどの手続きをとれば、無条件で□できる制度である。

( 契約(を)解除 )

通知書	
次の契約を解除することを通知します。	
契約年月日	平成〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇〇〇
販売会社	〇〇株式会社 〇〇営業所
クレジットカード会社	△△株式会社
支払った代金	〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日	□ □ □ □

(9) 次の問いに答えなさい。

① 消費者が、企業に抗議したり、行政に対処を求めたりする動きを何といいますか。  
( 消費者運動 )

② 1962年に右の資料の権利を発表した、当時のアメリカの大統領はたれですか。  
( ケネディ(大統領) )

■ 消費者の四つの権利

- 1 安全を求める権利
- 2 知らされる権利
- 3 選択する権利
- 4 意見を反映させる権利

③ 訪問販売などで商品を購入したとき、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度を何といいますか。  
( クーリング・オフ(制度) )

④ 次のA・Bの法律をそれぞれ何といいますか。

A. 欠陥商品で消費者が被害を受けたときの企業の責任を定めた法律

( PL法(製造物責任法) )

B. 消費者の権利や自らの支援と、企業や行政の責務を定めた法律で、消費者保護基本法を改正して制定された。

( 消費者基本法 )